

別表第1（第1条、第3条関係）

振動規制法用

- 一 金属加工機械
 - イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
 - ロ 機械プレス
 - ハ せん断機（原動機の定格出力が1 kW以上のものに限る。）
 - ニ 鍛造機
 - ホ ワイヤフォーマーミングマシン
（原動機の定格出力が37.5 kW以上のものに限る。）
- 二 圧縮機（原動機の定格出力が7.5 kW以上のものに限る。）
- 三 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機
（原動機の定格出力が7.5 kW以上のものに限る。）
- 四 織機（原動機を用いるものに限る。）
- 五 コンクリートブロックマシン
（原動機の定格出力の合計が2.95 kW以上のものに限る。）
コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械
（原動機の定格出力の合計が10 kW以上のものに限る。）
- 六 木材加工機械
 - イ ドラムバーカー
 - ロ チッパー（原動機の定格出力が2.2 kW以上のものに限る。）
- 七 印刷機械（原動機の定格出力が2.2 kW以上のものに限る。）
- 八 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機
（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が
30 kW以上のものに限る。）
- 九 合成樹脂用射出成形機
- 十 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

注意 騒音届と違います。

番号・記号、 部分の規格